



オリヴァー ハイニッシュ

パートナー

Sheppard Mullin (ニューヨーク) LLP
25 Southampton Buildings
London, WC2A 1AL
T: +44-203-178-7833 (London)
F: +32-2-290-7904 (Brussels)
oheinisch@sheppardmullin.com

ブリュセル事務所 兼任

ハイニッシュは、弊所ロンドン事務所の反トラスト法及び競争法部門のパートナーである。

業務分野

反トラスト及び
競争法
知的財産
国別業務
日本
韓国
テクノロジー取引

担当の業務分野

合併規制法及び反トラスト法訴訟を含む、国際カルテル及び優越的地位の濫用訴訟に焦点を当て、EU、英国、ドイツ競争法関連で助言。加えて、不服申立て手続、反競争法当局による捜査、標準必須特許が争点となる知的財産権訴訟において、知的財産法と反競争法が交差する局面で、実質的にアドバイスができる専門知識が豊富。更に、平行輸入、複雑な IP ライセンス、R&D 及び相互協力協定に関連した弁護の経験も有する。主なお客様は、テクノロジー、ライフ・サイエンス企業、並びに、金融、保険、自動車業界、工業製品、ファッション、及び、食品である。

業界

自動車
コミュニケーション
食品・飲料
保険
ライフ・サイエンス
及び FDA (米国食品
医薬品局)
プライベート・エク
イティ

オリバーは主要なリーガル・ダイレクターにランクインしており、その専門分野で第一人者として常に名を連ねている。

学歴

2001 年
英国ユニヴァーシテ
ィ・カレッジ・ロン
ドン LLM 取得

ブレグジット

オリバーは、英国による欧州連合離脱「ブレグジット」の決断及び EU/UK 間の貿易連携協定に関連する問合せについて、定期的にクライアントに助言している。オリバーは、市場の不確実性及びブレグジットがもたらす投資決定、データ保護、進行中の訴訟と捜査、及び商取引契約への影響について、戦略的な助言を行っている。

2000 年
第二地域試験、ベル
リン Higher

データ保護及び GDPR

オリバーはまた、ヨーロッパ、ドイツ及び英国でのデータ保護の問題、特に競争捜査や合併におけるデータ精査の強化についてクライアントに助言した経験を豊富に有する。オリバーは多国籍企業に対して、GDPR と EU の国内及び英国のデータ保護

Regional Court

1998 年
第一地域試験、ドイツ、ベルリンフンボルト大学

1994-1995 年
スイス、ジュネーヴ大学 faculte de droit

1992-1994 年
Ruprecht Karls ハイデルバーグ大学

言語
英語
フランス語
ドイツ語
イタリア語

法全般について、特に訴訟のディスカバリーにおけるデータ侵害、データ転送、データ保護の防御に関連する問題、及び人事と雇用、小売とオンライン販売に関する問合せについて助言する。

弁護士登録

英国

ウェールズ

ドイツ、Rechtsanwalt 弁護士（ベルリン）受賞

受賞暦

Chambers Global、欧州及び英国にて、2014 年、2015 年、「弊社のビジネスに対する深い理解がある」とクライアントのコメント

Legal 500、2013 年、2015 年、「ビジネス・ニーズに対する深い理解を持った素晴らしい弁護士」とクライアントのコメント

経歴

下記は、直近の業務。

カルテル・契約

- 音楽楽器と機材に関連して、英国競争・市場庁による（捜査番号 50565-2）捜査関連で Casio Computer 社及び Casio Electronics 社（英国）に助言
- 1998 年英国競争法第 29 条に基づく初めての免責の撤回を含む特定の垂直的制限に関連して、TGA Mobility 社に助言
- 欧州委員会の LCD カルテル捜査にて主要な多国籍企業に助言
- ドイツ当局 (German Bundeskartellamt) カルテル捜査関連でドイツビール醸造所に助言
- 耐衝撃性改良剤関連のカルテル捜査で、Rohm&Haas に助言
- 英国公正取引庁 (Office of Fair Trading: OFT) の私立学校のカルテル捜査で Sevenoaks に助言。OFT の初の和解となった
- 内部調査及びリニエンシーに関する戦略に関して、日本の電

子工学企業に助言

- **Platts Limited** の引け注文価格評価プロセスの価格報告について、欧州委員会による捜査で、関係者に助言
- クロス・ライセンス及びパテント・プール取決めで、電子工学の先端を行く有名企業数社に助言
- ヨーロッパ全域流通システム及び **102** 条に基づくリベート計画に関して、消費者を顧客に持つ電子工学有名企業 2 社に助言
- 複雑な **R&D** 企業契約に関して、富士フィルムに助言
- エネルギー・テクノロジー研究所設立で、10 億英国ポンドの官民パートナーシップ、その **IP** 政策、及び、フレーム・ワーク全般に関して、英国のイノベーション・大学・技能省(旧名称)に助言
- ジェネリック薬品会社を相手方とする、多数の特許和解合意書に関して、有名薬品会社に助言
- 欧州連合司法裁判所(CJEU)の **Syfait** 及びスペインの二重価格(dual pricing)の案件で、流通システムの変更、供給制限の導入に関して、薬品会社に助言
- 平行貿易(parallel trade)及び割当スキーム(quota schemes)の制限に関して、ライフ・サイエンス企業に助言

優越的地位の濫用

- **2G**、**3G**、及び **4G** セルラー規格導入に必要な不可欠な特許を保有する米国法人に対する訴訟に関して、主要な自動車部品サプライヤーを弁護
- 流通システムの設計と導入を含む、ヨーロッパでの販売および流通戦略に関して、ギター製造会社である **C.F. Martin & Company** 社に助言
- ヨーロッパ全域における、自社ブランド商品の販売に関連する商標ライセンスに関して、ジャックダニエル社に助言
- 特許の待ち伏せ (patent ambush)、standard-setting、及び **FRAND** (fair, reasonable, and non-discriminatory terms)ライセンスに関して、欧州委員会の前で 7 年間にわたって **Rambus** 社に対して異議申立を行い、**SK Hynix** 社を弁護
- 欧州委員会の **Rambus** 社の **T-148** 及び **149/10** に対する意思決定に異議申し立てをし、一般裁判所 (欧州 **General Court**)に

て、SK Hynix 社を弁護

- バイオ後続品競争に関し、ヘルスケア専門家、及び、一般のライフサイクル管理に関して、生物学企業に助言
- DVD 標準要点のpatent・プールに関して、某エレクトロニクス会社に助言
- 欧州平行輸入 (parallel imports)、製品組合せ、プロモーション同意書及び価格決定に関して、医療機器会社に助言

企業結合規制

- Dynamic Technologies の買収及び Huron Inc. との同時合併における Ardian Capital North America 社に助言 (すべて自動車 OEM 事業関連)
- ジョイントベンチャー契約及びその他のコンプライアンス問題に関する法的及び戦略的アドバイスを International Association for Broadcast & Media Technology Suppliers に助言
- 様々な投資先企業の買収にあたり、ドイツの結合規制に関して、Anacap Financial Partners LLP に助言
- 様々な投資先企業の買収にあたり、ドイツの結合規制に関して、Advantage Partners LLP に助言
- ドイツのビール醸造所である Spaten、Loewenbräu 及び Dinkelacker(M.3289)の、Interbrew 社による買収に関して 助言
- VAW Aluminium 社の買収に関して Norsk Hydro's 社に助言

国家援助

- 研究施設の資金調達に関して、オックスフォード大学に助言

反トラスト法に関する損害賠償 / IP 訴訟

- オプトアウト集団訴訟を含む、英国の競争控訴裁判所及びイングランドとウェールズの高等法院に提訴される損害賠償訴訟に関して、多くのクライアントを弁護
- 世界各国の当局による捜査手続や損害賠償請求手続に関連して、Nokia 社及びソニー社から提起された損害賠償請求 2 件について、ロンドンの高等法院にてシャープ株式会社を弁護

- FRAND ライセンス及びオレンジ・ブック規格の判例法を含む、ドイツ Mannheim 特許裁判所での主張に対して、HTC 社を反トラスト法で弁護

データ保護

- データ保護法全般、及び内部告発者ディレクティブに関する様々な国内法へのコンプライアンスに関して、Perrigo Holdings 社に助言
- データ保護法全般に関して Levi Strauss & Co.社に助言

コンプライアンスカウンセリング

- 現地語（フランス語、イタリア語、ドイツ語、英語）によるビジネスのトレーニングを含む、多数の多国籍クライアント向けのグローバル競争コンプライアンスプログラムの設計と導入
- 複雑なコンプライアンス監査を実施し、リスク軽減について助言
- 流通、ライセンシング及びコラボレーション契約の起案及びレビュー

執筆

欧州全域に関する事柄、競争・規制法令及び技術ライセンスに関する講演にて頻繁に講師を務め、また PLC 欧州及び英国競争法ハンドブックの IP ライセンスの章の共著者である。PLC クロス・ボーダー競争法ハンドブックでは、private enforcement の章の共著者でもある。

The object of the exercise : ECJ のランドマーク、Groupement des Cartes Bancaires の決定に関する考察、CLI、2014 年 11 月

Traveller's tales : ネット上のホテル予約業界を当局がチェック、CLI、2014 年 7 月

管轄の明確性 Clarity on jurisdiction ; 個人の損害賠償訴訟に関する英国控訴審(The Court of Appeal)の管轄権について、CLI、2012 年 11 月

リニエンシーの書類へのアクセス : 欧州委員会は、その包括的なアプローチを再考するように命令を受けた、CLI、2012 年 7

月

リニエンシーの書類へのアクセス：Pfleiderer 社が、英国最高裁判所(the English High Court)に申立てをした、CLI、2012年5月

管轄権に関する再考：東芝キャリア株式会社事件が、Provimi 社及び Cooper 社事件以降の反トラスト法に関する損害賠償請求訴訟について更に複雑な問題を提起した、CLI、2011年11月

共著、IP ライセンスの章、PLC 欧州及び英国競争法ハンドブック

共著、個人の捜査に関する章、PLC クロス・ボーダー競争法ハンドブック

メディア

Sheppard Mullin 法律事務所が、元 Simmons 法律事務所の競争法のプロを獲得、Law360 誌、2015年7月17日

会員

Studienvereinigung Kartellrecht eV (反競争法研究会)

CC パテント及びスタンダードに関するモニタリング・グループ

英国ヘルスケア協会 (法的問題委員会)